別掲

R8.10.1

当院では、下記の項目について、使用量や適用日数等に応じた実費負担をお願いしております。

県立妙高病院

	項目(費用負担の名称)	徴収単位	金額(円)	
1	180日を超える入院に係る特別入院料	1日	2,600	
2	入院室料差額(B室)	1日	1,540	
3	文書料(診断書、証明書)(普通のもの)	1件	3,300	
4	〃 (複雑なもの)	1件	5,500	
5	〃 (特殊なもの)	1件	7,700	
6	死亡診断書、死体検案書(普通のもの)	1件	3,850	
7	〃 (特殊なもの)	1件	7,700	
8	セカンドオピニオン	1件	11,000	
9	医師面談料	1回	5,500	
10	健康診断料	1人	3,200	
11	予防接種料(任意)	1件	窓口にてご説明	
12	死後処置料	1件	5,500	
13	往診用自動車使用料	2㎞まで	70	(税別)
14	〃 (2㎞超加算分)	500mを超える毎	20	(税別)
15	付添寝具使用料	1日	190	
16	付添ベッド使用料	1日	110	

上記には、検査料や薬材料等及び保険適用分は含まれておりません。

ご不明な点などございましたら、窓口にておたずねください。

なお、衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は一切認められておりません。